

# 令和6年12月採用 金沢市会計年度任用職員(屋外広告物調査指導員)

## 募集要項

### 1 採用予定人員等

区 分	業 務 内 容	採用予定人数
屋外広告物 調査指導員	・未許可、違反広告物の調査や指導 ・調査記録等のパソコン（Excel・Word等）操作 ・その他、所属長が必要と認める事務補助等	1名

### 2 勤務条件等

項 目	内 容
任用期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日まで ※ 面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。 再度の任用は原則4回まで（最長で令和12年3月末まで） ※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項） なお、再度任用した場合も同様です。
勤務場所	金沢市役所第一本庁舎3階 都市整備局景観政策課
勤務時間	週29時間 〔例〕6時間（9:00～16:00）×4日 + 5時間（9:00～15:00）×1日 ※ 休憩時間が60分あります。 ※ 勤務時間の割振りは、変更になることがあります。
休日等	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬月額等	報酬月額 125,200円～151,600円（予定） ※ 報酬月額は学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※ 再度の任用の際に前年度分の本市の勤務年数を加算します。 （加算には上限があります。） その他、期末手当・勤勉手当・通勤手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。 ※ 報酬月額、期末勤勉手当等は条例改正等により変更されることがあります。
休 暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇など）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

（裏面あり）

### 3 受験資格

- (1) パソコン操作 (Excel・Word) ができること。
- (2) 普通自動車運転免許を有すること (AT限定可)。
- (3) 年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 4 試験日・試験会場・合格発表

試験日	試験会場	合格発表
令和 6 年 11 月 12 日 (火)	金沢市第一本庁舎 (金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号)	11 月下旬

- ※ 受験資格等を確認するため、書類選考を実施します。
- ※ 集合時間・場所等の詳細については、別途お知らせします。
- ※ 結果については、合否を問わず、11 月下旬に郵送で通知します。

### 5 試験内容

科目	内容
面接	個別面接

### 6 受験手続

提出書類	金沢市会計年度任用職員 (屋外広告物調査指導員) 採用試験申込書 1 通 ※ 郵送又は持参によること。 ※ 申込書は市のホームページからダウンロードすることができます。 また、景観政策課 (金沢市役所第一本庁舎 3 階) でも交付します。
提出先	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市 都市整備局 景観政策課 ※ 封筒の表に「会計年度任用職員 (屋外広告物調査指導員) 希望」と朱書きしてください。
受付期間	令和 6 年 10 月 16 日 (水) から 令和 6 年 10 月 31 日 (木) まで《 <b>必着</b> 》 ※ 持参の場合、受付時間は午前 9 時から午後 5 時 45 分までとなります。 土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

#### 【注意事項】

- (1) 提出された書類は一切返却しません。
- (2) 提出書類及び採用試験時に取得した個人情報、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- (3) 会計年度任用職員 (屋外広告物調査指導員) 採用試験申込書は必ず本人が記入してください。

#### 【お問合せ先】

金沢市都市整備局景観政策課  
〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号  
電話 : 076-220-2364 Fax : 076-224-5046  
E-mail : keikan@city.kanazawa.lg.jp